

指名停止について

令和5年11月20日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

- 1 指名停止業者名
株式会社 西奈美組 新潟県胎内市西条 196 番地
- 2 指名停止期間
令和5年11月20日から令和6年5月19日まで
- 3 指名停止理由
要領第2条第1項別表第2第9号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。